

お知らせ

災害時に『井戸』の提供を！

野木町災害時協力井戸

問総務課 電話(57)4112

大規模な地震など災害が発生した場合、断水が予想されます。町では、水道が使用できなくなった場合、「飲み水以外」の洗濯、トイレ等に使用できる生活用水として『井戸』を無償で提供していただけるご家庭・事業所等を随時募集しています。提供いただいた方につきましては、「野木町災害時協力井戸」として登録・公表をさせていただきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

ご提供いただく井戸は、「生活用水としての使用に不適当な水質でないこと」とさせていただきます。詳しくはお問い合わせください。

第5回のぎ軽トラ市

問町商工会 電話(55)2233

産業課 電話(57)4153

本年度も昨年に引き続き「第5回のぎ軽トラ市」をプレミアム商品券発売日に合わせ開催します。

軽トラ市でお買い上げいただいた方に、野木町産こしひかり無料配布のイベントを実施しますので、ぜひご来場ください。

日 10月16日(日) 9時～13時

所 町役場駐車場

新たに住宅を取得された方に補助金を交付します

問都市整備課 電話(57)4166

定住促進補助金

対象者

次のすべてを満たす方

① 転居又は転入により新たに専用住宅、併用住宅又は区分所有建物を取得する方

② 平成27年4月1日から平成32年3月31日までに住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方

③ 住宅を取得した時点で50歳以下

④ 入居する世帯員が2名以上

⑤ 取得した住宅が共有名義であるときは、その代表者

対象住宅

平成27年4月1日から平成32年3月31日までに取得した新築住宅又は中古住宅とし(ただし、建て替えにより取得した住宅は

除く)、取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること。

交付額

新築住宅15万円、中古住宅10万円

交付回数

交付を受ける同一世帯に対して1回限り

補助金の申請

住宅を取得してから1年以内に補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

① 世帯全員が記載されている住民票謄本

② 定住誓約書

③ 建物登記簿の全部事項証明書

④ 建物の平面図及び位置図

⑤ 町外からの転入者については、直近の住所での納税証明書

⑥ 未登記家屋にあつては、取得関係がわかる書類

水道料金等徴収業務委託について

問上下水道課 電話(57)4146

お客さまサービスの向上と業務の効率化を図るため、水道料金等徴収業務を民間に委託しま

した。委託会社および委託業務は次のとおりです。

受託業者名

株式会社日本ウォーターテック

委託期間

10月1日～平成31年9月30日

業務内容

- ・ 窓口受付業務
- ・ 引越などによる水道の開閉栓業務
- ・ 水道メーターの検針業務
- ・ 水道料金等徴収業務
- ・ 未納料金の滞納整理業務
- ・ 料金等の各種問合せに関する業務等

※受託業者の社員や検針員が訪問するときは、必ず身分証明書を携行しておりますので、ご不審に思われる場合には提示をお求めください。

